

別表2 第1号様式（第6条関係）

提出日を記載すること。

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

フリガナを忘れずに記載すること。

該当するものを○で囲むこと。

申請者 郵便番号 231-1234  
 住所 横浜市中区〇〇町123-45  
 フリガナ カナガワ アヤセ  
 氏名 神奈川 綾瀬  
 生年月日 T・S **○**H R 5年 4月 9日生  
 性別 男 ・ **○**女

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、5の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

省エネ効果が見込まれる窓等の改修工事に対して補助することにより、既存住宅の省エネを促進し、家庭部門における脱炭素化の推進につなげる。

第1号様式別紙1の「補助事業に関する経費」から算出した申請額を記載すること。

2 補助金交付申請額

150,000円（千円未満切捨て）

必ず申請者本人と連絡の取れる連絡先を書くこと。

3 申請者の連絡先

TEL：045-XXX-1234

メールアドレス：abc@kanagawa.co.jp

4 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

事業者名	株式会社 関内リフォーム		
住所	横浜市中区〇〇町9-8-7		
役職・代表者名	営業部	担当者名	秦野
TEL	045-XXX-XXXX	定休日	水曜日
メールアドレス	Hada57@kannai.〇		

※ 交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

交付申請に関する技術的事項を把握している者の連絡先（携帯電話可）等を記載すること。

## 5 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 県の同一会計年度内に、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の補助金の交付申請をしていないこと。